

第 3 2 号議案

東京都台東区職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 1 0 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の改正に伴い、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関し、規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(東京都台東区職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 東京都台東区職員の給与に関する条例(昭和26年9月
台東区条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で
定める。

(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第
1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長、副園長、教
諭及び養護教諭に限る。)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条
の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例
法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、
小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を
含む。)

第6条第8項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第19条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的
任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」
を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される
職員(常時勤務を要するものを除く。)」に改める。

第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号
に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職

した職員を除く。)」を削る。

第 2 1 条の 4 第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 2 1 条の 5 に次の 1 項を加える。

3 第 6 条第 2 項から第 6 項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

別表第 8 備考中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に改める。

(東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年 3 月台東区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

付則第 1 0 項第 2 号中「平成 3 1 年度から平成 3 5 年度まで」を「令和元年度から令和 5 年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条の規定 (別表第 8 の改正規定に限る。) 及び第 2 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定 (第 2 1 条第 1 項、第 2 1 条の 2 第 2 号及び第 2 1 条の 4 第 1 項の改正規定に限る。) 及び次項の規定

令和元年 1 2 月 1 4 日

(経過措置)

2 前項第 2 号に規定する日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)第 44 条の規定による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「旧法」という。)第 16 条第 1 号に該当して旧法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第 1 条の規定(第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 2 号及び第 21 条の 4 第 1 項の改正規定に限る。)による改正後の第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 2 号及び第 21 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。